

新地農業振興地域整備計画 新旧対照表（令和8年5月26日版）

改正後	現行
<p>改正</p> <p>新地農業振興地域整備計画書 <u>(案)</u></p> <p><u>令和8年6月</u></p> <p>福島県新地町</p> <p>目次</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第1</u> 農用地利用計画</p> <p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1)土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>(2)農業上の土地利用の方向</p> <p>ア 農用地等利用の方針</p> <p>イ 用途区分の構想</p> <p><u>ウ 特別な用途区分の構想</u></p> <p>2 農用地利用計画</p> <p><u>第2</u> 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>1 <u>農業生産</u>基盤の整備及び開発の方向</p> <p>2 <u>農業生産</u>基盤整備開発計画</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>4 他事業との関連</p> <p><u>第3</u> <u>農用地等の保全計画</u></p> <p><u>1</u> <u>農用地等の保全の方向</u></p> <p><u>2</u> <u>農用地等保全整備計画</u></p> <p><u>3</u> <u>農用地等の保全のための活動</u></p> <p><u>4</u> <u>森林の整備その他林業の振興との関連</u></p> <p>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</p> <p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) <u>効率的かつ安定的な</u>農業経営の目標</p>	<p>現行</p> <p>新地農業振興地域整備計画書</p> <p><u>平成10年9月</u></p> <p>福島県<u>相馬郡</u>新地町</p> <p>目次</p> <p><u>第1</u> <u>地域の振興方向</u></p> <p>第2 農用地利用計画</p> <p>1. 土地利用区分の方向</p> <p>(1)土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>イ 農用地区域の設定方針</p> <p>(2)農業上の土地利用の方向</p> <p>ア 農用地等利用の方向</p> <p>イ 用途区分の構想</p> <p>2. 農用地利用計画</p> <p>第3 農業生産基盤の整備開発計画</p> <p>1. <u>土地</u>基盤の整備及び開発の方向</p> <p>2. <u>土地</u>基盤整備開発計画</p> <p>3. 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>4. 他事業との関連</p> <p>(なし)</p> <p>第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</p> <p>1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) <u>中核的典家の</u>農業経営の目標</p>

(削除)

(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(削除)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

2 農業近代化施設整備計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

3 農業を担うべき者のための支援の活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

3 農業従事者就業促進施設

4 森林の整備その他林業の振興との関連

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

2 生活環境施設整備計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

(削除)

(2)生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する方向

(3)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

2. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1)農業生産組織の育成

(2)農地の流動化対策

(3)農作業の受委託対策

(4)地力の維持増進対策

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

2. 農業近代化施設整備計画

3. 森林の整備その他林業振興との関連

(なし)

第6 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2. 林業の整備その他林業の振興との関連

3. 他産業との関連

第7 農村生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

2. 生活環境施設整備計画

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

第8 活力あるむらづくりに関する計画

1. 活力あるむらづくりの推進方向

2. 活力あるむらづくりを進めるための方策

第9 付図

(削除)

別記 農用地利用計画 別 添

(1) 農用地区域

(削除)

(2) 用途区分

第9 附図

1. 土地利用計画図 (附図1号)
2. 土地基礎整備開発計画図 (附図2号)
3. 農業近代化施設整備計画図 (附図3号)
4. 農村生活環境整備計画図 (附図4号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林・原野に係る農用地区域

(2) 用途区分

(削除)

## 第1 地域の振興方向

[計画策定の趣旨]

新地町総合計画において、「心やすらぐ 快適な田園都市」の建設にむけて、その実現の主要課題として

1. 住みよく健康あふれる町
2. 産業の豊かな町
3. 文化と知性に輝く町

の3つをあげている。

本地域の農業は、農家数・農業就業者が減少傾向にあるとはいえ、依然として本町の基幹産業であり、米を中心として、野菜、果樹等を組み合わせた経営形態をなしている。

農業は、専ら他産業のための労働力の供給所であったことは事実であり、このような傾向は今なお全体として続いているが、社会的・経済的情勢の変化により、特に次のような状況が、本町農業の中に生まれてきている。

1. 専業・第一種兼業農家の減少、第二種兼業農家の増加傾向
2. 農業の複合経営化
3. 3.0ha以上の経営耕地面積を有する農家の増加傾向

このような状況を鑑みて

1. 高生産性農業を実現すること
2. 認定農業者を育成すること

の二点を農業振興の主要課題とし、その実現に向けて、地域農業を再検討し自然条件を生かした特色のある町づくりをするため、施設の体系と基本方向を

1. 農業生産基盤・農業近代化施策の整備による農業生産性の向上
2. 経営規模拡大による認定農業者の育成
3. 複合的農業経営推進による農業経営の安定化
4. 農村生活環境の整備による農村機能の活性化と農業後継者の確保・育成
5. 農業団体の育成・強化

として、地域農業の発展と地域経済の向上を期して、総合的に推進するものとする。

[事項別振興方向]

本地域の総面積は4,635haで、農用地区域の現況農用地は1,317ha(28.4%)である。農用地流動化目標面積は、210haとし、農用地利用集積事業の推進に努め、認定農業者への集積を達成する。また、権利の移動設定のみならず、農作業の受委託の促進を推進する。

◎農業後継者育成の方向

町内における混住化が問題となっており、農業後継者の連帯感を高めるため、農業生産の先導的役割を果たす認定農業者等に対し、各種施策を講じながら、農業後継者の確保・育成を図る。

◎農業生産基盤の方向

構造改善事業、県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等によってほ場整備率は田で78.3%、畑で14.2%となっている。また農家の平均耕作面積は1.2haと小規模であるため、農地の集団化により規模拡大を図り、高生産性農業を実現する。

◎農業近代化施設整備の方向

農業生産の拡大と近代化を図るため、生産関係・流通加工施設については、第二次農業構造改善事業、野菜指定産地出荷近代化事業、転作促進特別事業、畜産団地整備育成事業等の実施により導入を図った。今後は効率的利用を図り、経営複合化、省力化促進のため、共同利用組織の強化、農作業受委託組織の育成を進め、過剰投資防止のため、既存施設の有効利用と共同利用機械施設の整備を促進する。

また、農業団体の育成強化を図り、農作物の流通処理加工体制の確立を図る。

◎農村生活環境整備の方向

集落の特性を生かした環境の整備と「むら」機能の活性化を図るため、地域住民が緊密に結びつく総合的なコミュニティづくりを促進し、活力と潤いに満ちた社会生活やゆとりある豊かな生活実現に向けた生活環境整備を推進する。

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

###### ①地域の位置

本町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東西 7.2 km、南北 6.5 km の台形状で、総面積は 46.70 km<sup>2</sup> となっている。

###### ②自然・地勢条件

本町は、海・里・山・田園と豊かな自然環境を有しており、自然を利用した農業・漁業が町の主産業である。

気候は、海洋性気候により年間の平均気温は約 13℃で、夏は涼しく、冬は温かで降雪も少ないことから、四季を通じて穏やかな気候に恵まれている。

西部の阿武隈高地から続く丘陵の間には集落や農地が広がり、東部の太平洋岸には遠浅できれいな海が広がっている。

また、鹿狼山には“片倉沢の原生林”としても知られる人の手が入っていない自然のままの森林が残っている。

###### ③社会的・経済的条件

交通面では、鉄道が JR 常磐線、道路は県道相馬亘理線、国道 6 号及び高速道路の常磐自動車道が本町を縦断している。また、町内に位置する重要港湾相馬港までは 5 分、県都福島市へは国道 115 号や東北中央自動車道で 70 分 (63 km)、仙台市には 60 分 (53 km)、仙台空港までは 40 分 (36 km) と、地理的な優位性がある。

## 第2 農用地利用計画

### 1. 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

###### ①地域の位置

本地域は福島県浜通り地方の最北端に位置し、西に阿武隈山地が縦走し、東は太平洋に面した東西 9.5km、南北 7.4km、総面積 46.35km<sup>2</sup> で東経 140° 55' 22" 北緯 37° 52' 19" に位置している。

###### ②自然的条件（地形の概況）

###### (a) 地形

西部地区は、阿武隈山系の北端にあたる鹿狼山（標高 430.1m）を中心に、比較的なだらかな山並が連なっている。中部から海岸地区にかけては丘陵地が広がっており、この丘陵の間を流れる埤川、三滝川、砂子田川、濁川、立田川の二級河川流域に平地がみられる。

###### (b) 土壌

水田土壌の 70% が沖積層に形成された礫層で占め各河川の両側に分布しているが、上流は下層砂礫の漏水田が多く、下流は還元型土壌である。

畑は河川の間際に台地をなした第三紀層地帯と河川流域に散在する沖積地帯に 2 分される。沖積地帯は、肥沃で野菜の主産地になっているが、第三紀層地帯は酸性土壌である。

###### (c) 気象

気候は、東日本型海洋性気候に属し年間平均最高気温 17.0℃、年間平均最低気温 8.8℃ と比較的寒暖の差が少ない。最も平均気温の高い月は 8 月で 26.3℃、最も平均気温の低い月は 1 月の 1.9℃ となっている。

平均年間降水量は、1,450mm で 6 月から 10 月にかけて多く、また海洋性気候のため季節風による降雪は少ない。そして風向きは、北西または北北西が多く、夏季は南東の風が吹き、四季を通じて温和で生活しやすい気候である。

###### (d) 水利

当町の北部を流れる埤川、竺滝川、中央を砂子田川、濁川、南部を流れる立田川及び 44 カ所のため池により耕地を灌漑している。北部の三滝川は西方に四郎ため池（貯水量 4 万 t）、沼の沢ため池（貯水量 5 万 t）、十三奉行ため池（貯水量 3 万 t）、中央の砂子田川は菅の沢ため池（貯水量 16.1 万 t）大清水ため池（貯水量 5 万 t）に南部を流れる立田川は、鴻ノ巣ため池（貯水量 48.3 万 t）を中心に、原ため池（貯水量 7.9 万 t）、武井ため池（貯水量 15.5 万 t）に貯水され水田に灌漑されており特に南部は貯水量が比較的多く安定している。

###### ③社会的・経済的条件

本地域の東方を JR 常磐線、ほぼ中央を国道 6 号線が南北に走り、南西部には国道 113 号線バイパスが走っている。JR 常磐線は東京と仙台を結び太平洋沿岸地域の交通上その役割が大きい。

道路は、首都圏と仙台を結ぶ広域幹線道路としての国道 6 号線と相馬市より新潟県荒川町に至る国道 113 号線がある。県道は 4 路線で約 21.7km が町内を網羅し、交通は比較的整備されており輸送条件もよい。

また、港湾では、相馬地域開発計画に併せて重要港湾相馬港の整備事業が進められており一部を除いて開港しており、将来的には物流経済の大きな役割を担うことが予想される。

④土地利用の現況及び地域の概況

本町の土地利用は、東日本大震災からの復旧・復興に伴い大きく増加していた住宅地、工場用地、そして農地の整備も落ち着き、高齢化や人口減少も相まって再び農地の減少が予想される。農業用施設用地や森林・原野は概ね一定の値で推移しており、現状で大きな増減の予定はない。今後は、持続可能な農業経営の基盤を維持するため、農用地の減少を最小限におさえるとともに、優良農地の確保と効率的な土地利用の推進が今後の課題となる。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	1,543	36.2	4	0.1	1,723	40.5	-	-	-	-	987	23.2	4,257	100
目標 (令和12年)	1,541	36.2	3	0.1	1,727	40.5	-	-	-	-	986	23.2	4,257	100
増減	▲2		▲1		4		-		-		▲1		0	

注) 資料：町資料

地域の概況については、旧村域を基にした3つの区分に整理する。

a. 福田地域（沢口、鉄炮町、大山田、中里、明地、作田、木崎、上真弓、下真弓）

福田地域は本町の北部を占め、西は五社壇、地蔵森の山地であり、東へ次第に傾斜を緩める地形となっている。丘陵地の間を三滝川が流れ、川沿いに平地が広がる。

山林部から平地に至る緩傾斜地では森林の中に畑が介在し、平地部のほとんどが田となっている。

地域の中心部は、一般県道金山新地停車場線沿いの勤労青少年ホーム周辺で、社寺などの重要な史跡もある。また、北には新地北工業団地が整備されている。

明地地区や中里地区には集落があり、津波により被災した埴浜集落は作田地区に新たな住宅地を形成した。

b. 新地地域（岡、杉目、新地町、中島、小川、雁小屋、大戸浜、今泉）

新地地域は本町の中央部を占め、西は鹿狼山を中心とする山地が占めており、森林となっている。山地から東側に連なる丘陵地は森林、畑として利用され、丘陵地の先端に集落が分布している。丘陵地の間には砂子田川、濁川が流れ、河川に挟まれた平坦部は田に利用されている。

また、スポーツ施設と一体となった総合公園が整備され、交流の場となっているほか、町中央部の一般国道6号と一般県道赤柴中島線が交差する町役場周辺では、図書館をはじめとする公共・公益施設が集積しており、町の中心地としての役割を果たしている。

現在では、津波により被災したJR常磐線新地駅の再整備とともに、新地駅周辺被災市街地復興事業が進められ、新たな町の中心部として生まれ変わった。

沿岸部にあった釣師集落と大戸浜集落の一部は、雁小屋地区や岡地区などに移転し、新たな住宅地を形成した。

町道については、総延長182.0kmで生活道路と主要道路との接続的役割をもっているが、幅員が6.5m以上が21.0%と少なく改良の要望が強い。

④土地利用の現況及び地域の概況

土地利用については、自然環境を確保しつつ、地域の社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら計画する。特に、相馬地域開発計画の進行に伴い、農工一体となった産業構造への変革を図りながら農用地と森林、住宅地、工業用地等の利用調整を図る。そのため福田北原地区を農村地域工業等導入促進地区として工場の誘致推進に努める。

また、人口、世帯数の増加傾向に伴い、中里、明地、新地、中島、釣師、大戸浜、駒ヶ嶺町、上ノ町、新町、城内の集落の介在する農用地と、中心集落の整備として、作田、小川、藤崎地区に介在する農用地及び道路沿線市街地として開発の進みつつある国道、県道沿線の集落区域内に介在する農用地、更に自然条件等からみて農業の近代化を図ることが相当でない農用地以外を農用地として利用する。

このため、土地利用の基本方向は、水田の未整備地区の基盤の整備を進め機械営農に対処でき得る条件を確保する。畑地、樹園地、採草放牧地については、ほ場、農道、灌漑施設等の整備を図り集団農地づくりを推進する。また作物の団地化を図り野菜等園芸作物等の振興を旨とする。

(単位：ha、%)

	農用地		農業用施設用地		山林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	1,788	39	5		1,699	37	209	4	211	5	723	15	4,635	100
							(414)	(9)	(6)					
目標	1,688	36	7		1,717	37	370	8	230	5	623	14	4,635	100
増減	▲100	▲3	2		18		161	4	19		▲100	▲1		

資料：新地町国土利用計画より推計

c. 駒ヶ嶺地域（菅谷、高田、城内、上ノ町、新町、駒ヶ嶺町、渋民、藤崎、今神、深町、  
富倉、原相善）

駒ヶ嶺地域は本町の南部を占め、西は鹿狼山を中心とする山地が占めており、森林となっている。東へ次第に傾斜を緩める地形となっており、畑や田として利用され、丘陵地の間を流れる立田川沿いの平地は田として利用されている。

海岸沿いの相馬港は係留岸壁や野積場などが整備され、さらにLNG基地・天然ガス火力発電所が建設された。その背後の相馬中核工業団地には石炭火力発電所が立地している。

旧国道6号と町道菅谷今神線の交差点部に集落が形成されており、地域の中心部となっている。JR常磐線駒ヶ嶺駅周辺では、民間の住宅地開発が進んでいる。

⑤地域人口及び産業の見通し

本町の総人口は、昭和55（1980）年以降では、平成7（1995）年10月の9,093人をピークとして減少傾向に転じ、令和2（2020）年には7,905人となっている。

年齢3区別の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成7（1995）年の5,557人をピークに減少傾向に転じている。また、この年を境に老年人口（65歳以上）と年少人口（0～14歳）が逆転し、以降老年人口（65歳以上）が増加傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向にある。令和7（2025）年10月時点では、生産年齢人口（15～64歳）比率は52.1%、老年人口（65歳以上）比率は36.5%、年少人口（0～14歳）比率は11.4%となっている。

町民のまちづくりに求めるニーズに応え、次世代を担う若者が移り住みたくなるまちづくりを進める必要がある。

本町の人口1万人当たりの小売店舗数は周辺都市と比較して少なく、町民の購買行動をみても日常生活に不可欠な日用品、食料品の購買について周辺市町に依存している状況にある。総合計画の町民アンケート調査結果（配布数：計1,100人、回収率：20歳以上61.9%、16～19歳52.0%）では、83.7%が「買い物が不便」と感じていることが明らかになっており、生活利便施設の立地誘導に向けた取り組みを進めている。

本町の商業販売額は、平成28（2016）年まで増加傾向にあったものの、令和3（2021）年には減少に転じている。一方、製造品出荷額等及び農業産出額は増加傾向で推移しており、令和5（2023）年では製造品出荷等が160.4億円、農業産出額は15.7億円となっている。また、水産業は現在、試験操業から拡大操業に移行しており、本格操業に向けた準備を進めている状況である。総合計画の町民アンケート調査結果によると、本町の産業振興（商工業、農林水産業）に関する取り組みについて重要性が高いと感じている町民が多い一方で、満足度は低い結果となっている。

（削除）

⑤地域人口及び産業の見通し

本町の人口は、平成7年12月現在において9,093人と平成60年からの10年間で、217人2.44%の増加を見せているが、その後は横ばい状態にある。今後、火力発電所の増設・産業開発による企業の誘致等による雇用機会の拡大、及び民間デベロッパーによる宅地化などによって、本町への流入人口の増加と流出人口の減少が見込まれ定着人口は増加するものと思われる。

魅力ある町づくりを推進するため地域別に振興方策を定め、一層政策努力を図ることにより平成12年には10,000人程度になるように努力する。

就業人口は4,603人でありその構成比は第1次産業776人(16.9%)、第2次産業1,944人(42.2%)、第3次産業1,883人(40.9%)であるが火力発電所及び電源関連の財源による公共投資、更に工業・商業及びサービス業の発展に伴う雇用増加により、平成12年には、5,000人程度に増加するものと見込まれる。

構成比も第1次産業700人(14%)、第2次産業2,400人(48%)、第3次産業1,900人(38%)と建設業の発展により第2次産業就業者の割合が高くなるものと思われる。

⑥将来における土地利用の基本方向と用途間の移動の構想

土地は、現在及び将来における住民のための限られた資源であり、生活と生産の基礎的条件である。土地利用計画は、産業振興・生活環境等を計画的・総合的に進めるための戦略的プランとして位置づけられるものであるから、本町の特性及び相馬地域の発展・開発動向を考慮しつつ、自然保全地域、市街地域、生産地域を計画的に配慮し、それぞれの機能が相互保管的に発揮できるよう総合的に策定を進める。

以上の基本方針を踏まえ現況農用地については、1.312haの確保を図り、農業用施設用地については、農業の一体的な利用を阻害することなく、農用地の秩序ある計画的な利用を図る。

また、工業用地、住宅地の選定にあたっては、都市化の伸展による農用地の潰廃、汚染を防ぐため、

1. 農用地区内の土地は、基本的に農業生産基盤として確保されるべき土地であるので他用途への転用は行わない。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地のうち、a～cに該当する農用地について、農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域内の農地の面積は、令和7年現在1,230.88haであるが、今後、農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取り組みを推進することにより、令和12年は1,041.47haを確保することを目標とする。

a 集団的に存在する農用地

・10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内（接続集合して存在する住宅、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地

(b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが適さない農用地

(c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地

2. 農用地区域外の農地についても、他の土地利用計画との調整がなされ、かつ、その計画が十分に実現可能性をもっている場合にかぎり慎重に転用を行う。  
として農用地の確保を図り、農業と他産業との均衡ある発展を図る。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約1,788haのうち、おおむね次に掲げる農用地、山林、その他以外の農用地1,312haについて農用地区域を設定する方針である。

a 農用地区域に設定しない農地・山林・その他について

地域・地区及び施設等の具体的な名称または計画名	位置(集落名)	面積			備考
		農用地	山林・その他	計	
土砂の流出の防備保安林	菅谷		43.52	43.52	
	杉目		37.30	37.30	
	上真弓		14.68	14.68	
	岡		58.68	58.68	
	小計		154.18	154.18	
潮害の防備保安林	大戸浜		0.06	0.06	
	埴浜		3.35	3.35	
	小計		3.41	3.41	
水源のかん養保安林	菅谷		15.72	15.72	
	沢口		71.31	71.31	
	小計		87.03	87.03	
魚つき保安林	大戸浜		0.76	0.76	
干害の防備保安林	小川		0.23	0.23	
	杉目		0.31	0.31	
	小計		0.54	0.54	
風害の防備保安林	上ノ町		0.02	0.02	
道路改良計画	高田・渋民	5.80	5.80	11.60	
	今泉	0.05	0.25	0.30	
	町内一円	5.33		5.33	
	杉目	0.40		0.40	
	小計	11.58	6.05	17.63	
農工法による工場予定地	沢口	1.00	33.00	34.00	
計		13.08	284.99	298.07	

b 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工業等の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地。該当集落数9集落 43ha

c 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 291ha

d その他

(a) 中心集落の整備（企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる旧新地村周辺地 約39ha

(b) 道路沿線市街地として開発が進みつつ国道6号線沿線農用地80ha、国道113号線の沿線農用地10haの計90ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針  
 本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域として設定する。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針  
本町においては、開発可能な現況森林、原野等は見受けられないため、農用地区域として設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地については、本町の主要産業である農業の基盤であり、効率的、安定的な生産を実現することができるよう景観や生態系に配慮しながら、その整備を促進して優良農用地を確保する。また、遊休農地の再生利用を図り、担い手の育成と利用の集積などにより、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、農地としての活用を推進していく。

また、農用地は農産物の生産だけではなく、保水機能や良好な景観の形成等さまざまな役割を有していることから、多面的機能を十分に発揮できるよう努めるとともに、環境負荷低減に配慮した農業生産を推進する。

森林については、木材をはじめとする林産物の生産機能のほか、水源かん養、自然環境の保全、野生生物の生息地、保養、土砂流出防止等の町土保全機能などの公益的な機能を有している。また、地球温暖化が進む中で、光合成により二酸化炭素を吸収する重要な役割を果たしている。その重要性を十分認識し、森林の有する多面的機能を総合的に発揮していくことができるよう、多様な主体の参画を得ながら森林の保全、整備を図る。

原野については、海岸部分や森林内の原野のうち、野生生物の生息に重要な役割を持っているものについては、生態系の維持等の観点から保全を図る。その他の原野については、地域の景観や自然環境に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
福田	353.82	315.08	▲38.74	0	0	0	-	-	-	0.56	0.26	▲0.30	354.38	315.34	▲39.04	-
新地	497.97	432.15	▲65.82	2.37	0	▲2.37	-	-	-	2.60	2.27	▲0.33	502.94	434.42	▲68.52	-
駒ヶ嶺	379.09	294.24	▲84.85	1.01	0	▲1.01	-	-	-	1.18	0.48	▲0.70	381.28	294.72	▲86.56	-
計	1,230.88	1,041.47	▲189.41	3.38	0	▲3.38	-	-	-	4.34	3.01	▲1.33	1,238.60	1,044.48	▲194.12	-

注) 資料：町資料

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内における現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全利用する必要がある農業施設用地 5haについて農用地区域と設定する。

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の平均耕作面積は1.2haと小規模であり、第2種兼業化へ年々増加する傾向にあるため、採草放牧地 16.4haを農用地にする方針である。

土地の種類	所在(位置)	所有権者	設定面積	利用しようとする用途	備考
林地	杉目字飯樋	私有地	6.2ha	採草放牧地	天然林
//	杉目字雁小屋	//	3.5	//	//
//	駒ヶ嶺字赤柴	//	3.1	//	//
//	駒ヶ嶺字鴻ノ巣	//	2.6	//	//
//	駒ヶ嶺字大作	//	1.0	//	//
計			16.4		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内にある農用地1,312haについては、主要作目とする米・大豆・野菜(きゅうり・いちご・トマト・にら)畜産(乳牛・肉牛・ブロイラー・鶏卵)等の生産を確保していく。田については土地基盤の整備をさらに推進しながら生産調整推進対策を考慮して、野菜、施設園芸の導入及び裏作としての麦類の作付などを含め畑地としての利活用も図る。畑及び樹園地は大部分が未整備のうえ、多種類の作物が混入し生産性が低い。さらに遊休農地が増加しているため農地の流動化、交換分合等を含めた作目の集団化を主体とした畑地の総合的整備を行う。

農用地等利用の方針

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等 現況
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
福田	364	363	▲1	0	0	0	0	0	0	0.4	1.4	1	364.4	364.4	0	348
新地	531	525	▲6	10	10	0	0	0	0	4	6	2	545	541	▲4	447
駒ヶ嶺	401	397	▲2	6	6	0	0	0	0	0.8	3.8	3	407.8	406.8	▲1	487
計	1,296	1,285	▲9	16	16	0	0	0	0	5.2	3.04	6	1,317.2	1,317.2	▲5	1,282

## イ 用途区分の構想

### 1) 福田地区

本地域は、豊かな自然が残され、のどかなふるさとの雰囲気有していることから、緑豊かな町土の保全・活用と住みよい地域を目指すこととし、定住対策として空き家・空き地の活用をはじめ、福田小学校周辺の宅地化を推進する。

地蔵森や五社壇は、木材生産などの経済的な機能はもとより土砂流出防止や水源かん養など多面的な機能を有していることから、適切な保全を図る。

### 2) 新地地区

本地域は、田園風景や農家集落の落ち着いた風情有しており、こうした安らぎのある田園的な環境を大切にしながら、町の中心地区としての機能を高めていく。

役場庁舎や図書館周辺とともに新地駅周辺地区を町民生活の利便性向上と町民全体の交流の中心として位置づけ、自然や景観との調和に配慮した計画的な住宅地づくりを推進する。また、空き家・空き地の活用を推進し、新たな住宅地を整備する際は自然や景観に配慮して計画的に進める。

海、山が楽しめる本町の特徴を活かし、釣師浜海水浴場や海釣り公園、釣師防災緑地公園の活用を推進するとともに、防災緑地や防潮林の育成・保護を図る。鹿狼山については、森林の多面的な機能を活かしつつ、保養や自然体験など多目的な利用を図る。

新たな雇用機会の創出につなげていくことを目指し、新地駅周辺事業用地や防災集団移転元地への企業誘致を推進する。

### 3) 駒ヶ嶺地区

本地域は、常磐自動車道新地インターチェンジや高速道バスストップ、国道6号や国道113号、駒ヶ嶺駅と利便性が高い交通条件に恵まれていることから、海、山が楽しめる本町の特徴を活かし、地域間交流を促進する。

また、常磐自動車道及び東北中央自動車道（相馬～福島間）の開通による利便性向上を踏まえ、駒ヶ嶺工業用地や相馬港で操業している企業の関連会社、相馬中核工業団地で操業している企業の誘致を推進するとともに、相馬港の一層の利活用を促進し地域産業の活性化を図るため、コンテナ定期航路やクルーズ船の誘致を進める。

さらに、相馬地域開発記念緑地や新地町総合公園など自然環境にも恵まれていることから、自然や景観に配慮しながら駒ヶ嶺駅前周辺と新地町総合公園付近、東日本大震災後に立地した民間病院付近の住宅地整備を進めるとともに、計画的な空き家・空き地の活用による定住の促進を図る。

## ウ 特別な用途区分の構想

該当なし。

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

土地利用計画図（付図1号）

## イ 用途区分の構想

### (ア) 新地地区

砂子田川、濁川の水系に広がる平坦部およそ394haについては汎用田として利用する。既に340haについては、ほ場整備を実施し、用排水路、農道等の整備が完了している。未整備地区においても殆どが団地性をなしているため近年中に整備を進める。畑は、野菜、花き、樹園地として、およそ220haを利用する。特に岡、杉目地区については、野菜と花きの生産団地整備育成を図る。果樹園については一定の整備、団地化をし、大型機械等による作業効率の向上を図る。

また、桑園については、養蚕農家の減少により荒れているので、抜根を進めながら他作物への転化をすすめる。採草放牧地については、地区西部の山間地を団地化して利用する。農業用施設用地は、既存の施設用地を利用する。

### (イ) 福田地区

三滝川、埴川の水系に広がる平坦部およそ310haについては、ほとんどがほ場整備実施済であり汎用田として利用する。畑は187haであるが、作目が混在しているため桑園、野菜等を中心に集団化を図る。また近年は、ソバ畑も多くなっているため生産性を高める土地利用を図る。

### (ウ) 駒ヶ嶺地区

立田川水系の田311haの殆どは、ほ場整備が完了しているため、生産調整推進対策を考慮しながら、汎用田として利用する。

畑は約241haで主に、地区内の北西部に多く特に、赤柴地区に整備された約51haには、野菜を中心とした利用を図り、その他の畑については、小規模ながら野菜畑が集団化をなしているが、今後はさらに農地の流動化等を積極的に推進し、団地化を図る。

採草放牧地7haは赤柴、大作地区の丘陵地帯を利用し、家畜の自給飼料の確保を図る。農業用施設用地については、既存の施設地と西部地区の農用地を利用する。

## 2 農用地利用計画

別表の「農用地区域とする土地」をもって農用地区域とする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農地は、1,540ha があるが、農用地域域内にある田 921ha、畑 619ha のほとんどが平坦地で一定の団地化をなしている。

#### (ア) 福田地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については点在しており面的整備が難しい。

#### (イ) 新地地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については、果樹団地及びまとまった畑については、ほぼ整備済みであるが、点在する畑については整備が難しい。

#### (ウ) 駒ヶ嶺地区

地区内の水田は、ほぼ整備済みである。

畑については、果樹団地及びまとまった畑については、ほぼ整備済みであるが、点在する畑については整備が難しい。

## 第3 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 土地基盤の整備及び開発の方向

本地域の農地は、1,788ha があるが、農用地域域内にある田 891ha、畑 405ha 採草放牧地 4ha、農業用施設用地 5ha のほとんどが平坦地で一定の団地化をなしている。

田の土地基盤については、1,015ha のうち 796ha は整備されている。未整備地については集団性、機械の効率性も低く、生産性の向上に適合しない。そのため、これら未整備地区を重点とした、ほ場の整備と農道、かんがい排水路等の整備が必要である。

また、畑、樹園地、採草放牧地等も作目の集団化、作業効率の向上を図る。田のほ場整備と合わせて整備推進する。

山林、原野の開発整備可能地については、機械化農業に対応できる土地条件を整えるなどして、生産性の高い農地整備を図る。

#### (ア) 新地地区

地区内の農用地のうち、田は 394ha で 275ha、70%の整備率となっているが、平成8年度から平成13年度の県営ほ場整備事業が完成すると地区内のほ場整備も完了する。

また、中浜田の県営たん水防除事業が完成し、農地の排水整備に万全を図っている。

#### (イ) 福田地区

地区内の農用地のうち田は 310ha で 237ha、76%の整備率となっておりほぼ整備済となっている。

ただし、埴浜地区の農地については、冠水防止を図るための整備を図る。

#### (ウ) 駒ヶ嶺地区

地区内の農用地のうち田は 311ha でうち 284ha、91%と、ほとんどが整備済である。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
団・(競) 水利施設等保全高度化事業	実施計画策定1式	大戸浜	50	1	令和6年
団・(競) 水利施設等保全高度化事業	排水機場整備・更新1箇所	大戸浜	50	2	令和8年～令和9年
団・(競) 水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定1式	埜浜	102	3	令和7年
団・(競) 水利施設等保全高度化事業	実施計画策定1式	埜浜	102	4	令和9年
団・(競) 水利施設等保全高度化事業	排水機場整備・更新1箇所	埜浜	102	5	令和11年～令和12年
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策	排水機場整備・更新1箇所	藤崎第2	19	6	令和5年～令和7年
団・農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち長寿命化対策	機能保全計画策定1式	大戸浜	50	7	令和5年

農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)

注) 資料: 新地町農業農村整備事業管理計画

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 他事業との関連

特になし。

2. 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
区画整理	ほ場整備	谷地小屋	64.5	1	H8～13
農道整備	L=540m	駒ヶ嶺(ブイ)	4.1	2	
農道整備	L=860m	今泉	9.2	3	
農道整備	L=450m	駒ヶ嶺(菅谷前)	13.7	4	
農道整備	L=600m	大戸浜	2.8	5	
農道整備	L=780m	埜木崎	13.0	6	
農業用排水路	L=350m	小川(山畑)	13.6	7	
農業用排水路	L=420m	小川(貝塚西)	12.6	8	
農業用排水路	L=100m	今泉	4.7	9	
農業用排水路	L=390m	駒ヶ嶺(田中屋敷)	12.6	10	
農業用排水路	L=210m	福田(山居)	1.2	11	
農業用排水路	L=510m	真弓(原畑)	7.0	12	
農業用排水路	L=260m	谷地小屋(原)	4.8	13	
農業用排水路	L=560m	駒ヶ嶺(高場)	3.5	14	
農業用排水路	L=220m	埜木崎(木崎)	16.9	15	

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

平成9年度に作成された本町の森林整備計画と、今後予定される林道開設、舗装、作業道の開設及び治山施設計画との整合性を保つものとする。

4. 他事業との関連

なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

多発する自然災害から農地を守るための施設整備を行うことにより、県土を保全し、農業の生産の維持や経営の安定に向けた災害に強い農村づくりを目指す。

また、農地の荒廃化は農地の持つ多面的機能を損なうだけでなく、病虫害の発生源や有害鳥獣の生息域拡大につながる。そのため、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、多面的機能支払事業の活用等により、遊休農地の発生防止・解消・有効利用を図るとともに、荒廃状況に応じて、林地化等農業以外の利用についても検討するなどして、地域農業の振興を通じて県土と自然環境の保全を図る。

さらに、担い手の減少や高齢化が進行していることから、農業者、土地改良区に加え、地域住民、NPO法人等の多様な主体の参加による農村協働力の形成を促進し、農地・農業水利施設等の適切な保全管理を図るとともに、農業生産活動の維持・拡大を促進する。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要 (活動組織)	受益の範囲		対図 番号
		受益地区	受益面積 (ha)	
多面的支払交付金	杉目地域資源保全会	杉目	66.7	1
多面的支払交付金	真弓農水環保全会	真弓	64.8	2
多面的支払交付金	萱谷地区活動組合	萱谷	67.4	3
多面的支払交付金	藤崎地区地域資源保全会	藤崎	56.9	4
多面的支払交付金	富倉地区地域資源保全会	富倉	27.0	5
多面的支払交付金	福田地区農地保全会	福田	87.1	6
多面的支払交付金	谷地小屋地区地域資源保全会	谷地小屋	61.7	7
多面的支払交付金	埴木崎環境保全会	埴木崎	111.9	8
多面的支払交付金	木崎水利組合地域資源保全会	木崎	23.7	9
多面的支払交付金	作田地域資源保全会	作田	30.0	10

農用地等保全整備計画図（付図3号）

注）資料：令和6年度 多面的機能支払交付金一覧表

### 3 農用地等の保全のための活動

#### (1) 遊休農地の発生防止

ア 遊休農地の発生を防止するため、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化や生産基盤の整備を進める。

イ 地域ぐるみによる適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人等による農地有効活用活動を支援する。

#### (2) 遊休農地の解消

ア 担い手農家や農業法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での遊休農地の有効利用を進める。

イ 遊休農地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や飼料作物の作付け等、先導的な取り組みを支援する。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援する。

#### (3) 多面的機能発揮のための支援

多面的機能支払事業等を活用し、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して行う用排水路や農道などの農業用施設を長持ちさせるためのきめ細かい手入れや、農村の自然・景観などを守る地域共同活動を進める。

#### (4) 農業生産条件不利地域への支援

小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業構造については、昭和37年からの第一次農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、団体営土地改良事業による農地の集団化及びほ場の大区画化による高性能機械の導入によって、米作コストの低減を図り、生産性の向上、並びに銘柄品種の安定多収、品質向上等、生産体制の整備を推進してきた。

また、ニラ、イチゴ等、施設園芸を中心とした収益性の高い作物の導入と市場の開拓を図る一方、水稻から転換する大規模な麦、大豆、飼料作物の栽培を促進してきた。今後とも、活力ある農業を実現するため、大規模専業農家を地域の担い手となる認定農業者と位置づけ、これら認定農業者(中核的農家)を核とした話し合いを通じ、農用地の利用集積を促進する。

地域における優良な経営事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者と並ぶ生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円(主たる従事者1人+補助従事者1人)以上)、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)の水準を実現、また、これらの農業経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる従事者1人当たり276万円以上、1個別経営体当たり354万円以上)、年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)を目標とする。

営農類型	経営規模		生産方式
水稻	水稻(移植・主食用米)	2,200 a	コシヒカリ 550a、天のつぶ 1,650a、高密度播種育苗(※)
	水稻(直播・飼料用米)	800 a	ふくひびき 800a
水稻 (組織経営体・集落営農)	水稻(移植)	2,500 a	コシヒカリ 1,250a、天のつぶ 1,250a、高密度播種育苗
	水稻(直播・飼料用米)	4,000 a	ふくひびき 4,000a
	大豆	1,500 a	
	小麦	2,000 a	
野菜+水稻	ブロッコリー(秋冬)	700 a	露地 コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、高密度播種育苗
	ブロッコリー(春)	100 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	ねぎ(夏秋)	60 a	転作 機械化体系、転作 コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、高密度播種育苗
	ねぎ(秋冬)	140 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	にら(秋冬)	40 a	施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、高密度播種育苗
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	ミニトマト(施設)	35 a	施設栽培(パイプハウス) コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、高密度播種育苗
	春菊	35 a	
	水稻(移植)	200 a	
	水稻(作業受託)	600 a	
野菜+水稻	タマネギ(秋植え)	650 a	機械化体系 コシヒカリ 900a、天のつぶ 900a、高密度播種育苗
	水稻(移植)	1,800 a	

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 中核的農家の農業経営の目標

近年の農業情勢の変化と当町の平均耕作農地面積を考えると第2種兼業農家への増加は、やむを得ないことである。またさらに農業後継者や若年農業者従事者が少なく深刻化を増している。このため中核的農家の育成が急務であり併せてこれらの農家経営を安定させることが地域農業振興上重要であることから農業経営基盤強化促進法利用による地域農業集団の育成や、農地流動化を推進し、中核的担い手農家の経営規模の拡大と土地の集積を図りながら地域農業の振興を図る。

	営農類型	目標規模 ha	作目構成	戸数 (経営体数)	関係 集落番号	流動化 目標面積(ha)	
個人 経営	米+専業	5.0	米	5	2・5・6・9	8.5	
	米+野菜	2.3	米・加工トマト ・にら・いちご ・きゅうり・大 根・じゃがいも	67	1・2・3・4 5,・6・7・8	40.7	
	米+養蚕	5.0	米・養蚕	2	2・5	3.0	
	米+酪農	31頭 5.5	米・乳牛	5	2・4・6・9	3.5	
	米+肉用牛	10頭 3.0	米・肉用牛	10	1・2・3・4 6・9	18.6	
	米+養鶏	2,000羽 2.0	米・養鶏	3	1・6・9	30.0	
	米+ブロイラー	75,000羽 2.0	米・ブロイラー	5	5,・6・7・9	6.0	
	米+養豚	90頭 2.0	米・養豚	1		0.7	
	米+たばこ	3.0	米・たばこ	2	4	7.6	
	米+きのこ	10,000本 2.0	米・しいたけ	3	1・5	6.5	
	米+花き	3.0	米・キク	15	4・5・6	23.0	
	酪農専業	40頭 7.0	乳牛	5	2・4・6・9	22.0	
	協業 経営	野菜	6.0	野菜(トマト) 6.0	1	9	0.0
		イチヨウ	5.0	イチヨウ 5.0	1	9	42.0

(2) 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する方向

生産方式	<p>①指標達成のための技術等</p> <p>ア. 水稲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模の拡大</li> <li>・施設、機械の有効活用</li> <li>・生産及び経営技術の向上</li> <li>・作付品種の構成による作業の平準化</li> <li>・集出荷施設の利用</li> <li>・近代化施設導入による低コスト化・省力化</li> </ul> <p>イ. 野菜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械導入による省力化</li> <li>・堆肥の使用による土づくり</li> <li>・連作障害の防止</li> <li>・ハウス導入による安定多収栽培技術導入</li> <li>・重点作目の選定（にら、きゅうり、ねぎ、いちご）</li> <li>・育苗作業の共同化及び品質向上と労働力の軽減</li> <li>・低農薬、有機栽培等の新技術の開発、導入</li> <li>・秋冬トマトの産地化</li> </ul> <p>ウ. 果樹</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力栽培技術体系の導入</li> <li>・機械の共同利用の推進</li> <li>・適正な品種構成の確立</li> </ul> <p>エ. 花き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良品種の導入</li> <li>・規模拡大、技術対策への支援</li> <li>・立地条件を生かした多様な作型の展開など特色ある産地づくりの推進</li> <li>・パイプハウスの導入等</li> </ul> <p>オ. 畜産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー制度の導入</li> <li>・高能力牛の導入</li> <li>・生乳の集出荷体制の合理化</li> <li>・優良種雄牛の活用及び優良繁殖雌牛の確保</li> <li>・肥育技術の向上</li> <li>・経営合理化の推進</li> <li>・疾病予防及び環境整備の改善</li> </ul> <p>カ. 緑化木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良品種の導入</li> <li>・機械化による合理化</li> <li>・栽培技術の向上</li> </ul>
------	---

果樹	りんご	205 a	ふじ 205a、わい化栽培、性フェロモン 剤利用
	ぶどう	20 a	シャインマスカット 20a
花き+水稲	トルコギキョウ	35 a	8 月出荷
	ストック	35 a	3 月出荷
	水稲(移植)	200 a	コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	水稲(作業受託)	600 a	
酪農	酪農	60 頭	
	飼料作物(牧草)	1,000 a	
肉用牛(肥育) +水稲	肉用牛(肥育)	120 頭	
	水稲(移植)	200 a	コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	水稲(作業受託)	600 a	
肉用牛(繁殖) +水稲	肉用牛(繁殖)	45 頭	
	飼料作物	500 a	
	水稲(移植)	200 a	コシヒカリ 100a、天のつぶ 100a、 高密度播種育苗
	水稲(作業受託)	600 a	
野菜	きゅうり(夏秋)	25 a	雨よけ
	春菊(秋冬)	5 a	施設栽培(パイプハウス)
野菜+水稲	かんしょ	500 a	
	水稲(移植)	1,800 a	コシヒカリ 900a、天のつぶ 900a、 高密度播種育苗
花き	コギク(露地)	120 a	
牧草+水稲	飼料作物(牧草)	8,000 a	
	水稲(移植・主食用米)	2,200 a	コシヒカリ 550a、天のつぶ 1,650a、 高密度播種育苗

注) 1 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想  
 2 高密度播種育苗：密苗、密播のこと

<p>(2)農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>農業を本町の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要であるため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の集積・集約化、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に講ずることにより、本町農業の健全な発展を図る。</p> <p>このため、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。</p> <p>なお、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の確保が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のため、農業者による受託組織や集落営農組織、さらには農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手の育成を推進する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1567 220 1783 821"> <p>生産方式</p> </td> <td data-bbox="1783 220 2700 821"> <p>キ. 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保鮮流通施設の活用促進</li> <li>・市場競争力の強化（ブランド化）推進</li> <li>・新規就農者を対象とした基礎技術の研修</li> <li>・金融の支援</li> <li>・共同選別、共同出荷体制の推進</li> <li>・農用地の集積調整</li> <li>・経営指導等支援の強化（簿記記帳、青申の実施）</li> <li>・施設設置への支援</li> </ul> <p>②ほ場の大区画化及び集団化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整活動による農地の集団化及び連担化を図る。</li> <li>・効率的な作業が可能となるよう大区画ほ場整備事業を推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 821 1783 1220"> <p>経営管理の方法</p> </td> <td data-bbox="1783 821 2700 1220"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。また、青色申告の実施を推進する。</li> <li>・農業者の経営管理能力の向上を図るため、各種経営研修会等に積極的な参画を推進する。</li> <li>・地域における女性の重要な役割を認識し、女性参画型営農体系の確立を推進する。</li> <li>・経営指導、情報の提供等経営に関する支援を強化推進する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1220 1783 1541"> <p>農業従事の様態</p> </td> <td data-bbox="1783 1220 2700 1541"> <p>①個人経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の快適化を進めるため農作業の近代化を図る</li> <li>・臨時雇用者の確保により過重労働の防止を図る。</li> <li>・労働時間の短縮と休日制の導入を図る。</li> </ul> <p>②協業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入を進める。</li> <li>・雇用者の社会保険への加入を進める。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(3) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>農用地の流動化を積極的に推進しながら、農協、各地区生産組合の機械の活用により、農作業の受委託、共同作業、共同利用を図り、又、客土等による土づくり運動を推進し、認定農業者への集積と流動化を推進する。</p>	<p>生産方式</p>	<p>キ. 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保鮮流通施設の活用促進</li> <li>・市場競争力の強化（ブランド化）推進</li> <li>・新規就農者を対象とした基礎技術の研修</li> <li>・金融の支援</li> <li>・共同選別、共同出荷体制の推進</li> <li>・農用地の集積調整</li> <li>・経営指導等支援の強化（簿記記帳、青申の実施）</li> <li>・施設設置への支援</li> </ul> <p>②ほ場の大区画化及び集団化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整活動による農地の集団化及び連担化を図る。</li> <li>・効率的な作業が可能となるよう大区画ほ場整備事業を推進する。</li> </ul>	<p>経営管理の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。また、青色申告の実施を推進する。</li> <li>・農業者の経営管理能力の向上を図るため、各種経営研修会等に積極的な参画を推進する。</li> <li>・地域における女性の重要な役割を認識し、女性参画型営農体系の確立を推進する。</li> <li>・経営指導、情報の提供等経営に関する支援を強化推進する。</li> </ul>	<p>農業従事の様態</p>	<p>①個人経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の快適化を進めるため農作業の近代化を図る</li> <li>・臨時雇用者の確保により過重労働の防止を図る。</li> <li>・労働時間の短縮と休日制の導入を図る。</li> </ul> <p>②協業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入を進める。</li> <li>・雇用者の社会保険への加入を進める。</li> </ul>
<p>生産方式</p>	<p>キ. 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保鮮流通施設の活用促進</li> <li>・市場競争力の強化（ブランド化）推進</li> <li>・新規就農者を対象とした基礎技術の研修</li> <li>・金融の支援</li> <li>・共同選別、共同出荷体制の推進</li> <li>・農用地の集積調整</li> <li>・経営指導等支援の強化（簿記記帳、青申の実施）</li> <li>・施設設置への支援</li> </ul> <p>②ほ場の大区画化及び集団化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用調整活動による農地の集団化及び連担化を図る。</li> <li>・効率的な作業が可能となるよう大区画ほ場整備事業を推進する。</li> </ul>						
<p>経営管理の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の合理化、健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。また、青色申告の実施を推進する。</li> <li>・農業者の経営管理能力の向上を図るため、各種経営研修会等に積極的な参画を推進する。</li> <li>・地域における女性の重要な役割を認識し、女性参画型営農体系の確立を推進する。</li> <li>・経営指導、情報の提供等経営に関する支援を強化推進する。</li> </ul>						
<p>農業従事の様態</p>	<p>①個人経営体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働環境の快適化を進めるため農作業の近代化を図る</li> <li>・臨時雇用者の確保により過重労働の防止を図る。</li> <li>・労働時間の短縮と休日制の導入を図る。</li> </ul> <p>②協業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制の導入を進める。</li> <li>・雇用者の社会保険への加入を進める。</li> </ul>						

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- (1) 地域の实情に応じて、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用、農作業受委託等を進め、農用地の面的にまとまった形での集積・集約化による経営の規模拡大を促進する。
- (2) ほ場整備実施地区等における土地利用型農業の育成については、農地の流動化による規模拡大を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。
- (3) 土地生産性の高い農業経営の展開を図るため、地域の条件に応じて、果樹、野菜、花き、菌茸等の収益性の高い作物の導入及びその産地形成を支援する。
- (4) 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜の導入による高品質化、耕畜連携強化等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。
- (5) 農地中間管理機構との連携を図りつつほ場の大区画化を検討するとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農用地の集積・集約化を図り生産性の向上に努める。
- (6) 新規就農の受け皿の確保、農村社会の活性化、経営の円滑な継承及び経営管理能力の向上等を促進するため、認定農業者の中で、企業的経営管理の実施や就業条件の整備等、条件の整った経営体については、経営の法人化を推進する。
- (7) 生産組織については、構成員の経営の実態や意向に応じて、各個別経営体あるいは生産組織として経営の効率化を図り、法人化への誘導を進める。
- (8) 育成すべき農業経営と小規模な農業経営、女性農業者や生きがい農業を行う高齢農業者等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて、豊かな地域社会の発展を図る。

## 2. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農業生産組織の育成

本地域における生産組織は現在 26 組織あるが、ほとんどは補助事業の実施により組織されたものであり、認定農業者を主体とした生産組織は比較的少なく、今後地域の特徴を生かした組織づくりを行い生産団地並びに集落単位とした組織の形態により、認定農業者を組織の核とした生産組織の育成と複合経営の合理化を図ると共に、米、野菜、果樹等を重点に作目別生産組織を推進する。

#### ①水稲

水稲は、町の重要な基幹作目であり、土地・生産基盤の整備を進めながら、需要の多い銘柄品種の作付を推進する。

また認定農業者及び生産組織を中心に土地利用の集積を図るとともに、組織の育成を強化し生産性と品質の向上を図る。

#### ②野菜

サンシーズン園芸産地育成事業等の一貫として、施設野菜（にら、きゅうり）の推進に努めた  
が、主産地には至っていない。今後露地野菜のきゅうり、加工トマト、いんげん、大根等を含  
め、大型施設による秋冬トマト等の品目の統一と栽培面積の拡大を推進するとともに、生産組織  
の整備充実を図り、畜産との資材の補完結合による有機質の増肥等につとめ市場性の向上を目標  
とした産地体制の確立を図る。

#### ③畜産

乳用牛の優良素牛の導入を積極的に推進する施策を展開するとともに、生産費の低減のため、  
生産調整推進対策事業等を積極的に推進し、高性能機械の共同利用等による飼料基盤の確保を図  
る。肉用牛については、飼養管理技術の改善、放牧施設共同利用等による効率的管理の実現を図  
り、生産性の向上と生産コストの低減を図る。

#### ④果樹

りんごを中心に団地化が進んでいるが、品質の向上と、自然派指向を反映した栽培技術の向上  
を図る。いちじくについては、各農家の生産性と品質の向上により収量の増による経営の安定を  
図る。

#### ⑤花き

施設園芸は拡大の方向にあり、今後は市場性の高い種苗の導入と水田の利活用を進め、生産技  
術の向上に努める。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域は、森林面積率が33.3%であり、山林を活用した林産物の生産により、農業の複合経営を図る必要があることから、しいたけの生産販売に力を注いでいたが、東日本大震災の原発事故により原木しいたけの生産が事実上不可能となってしまったため、今後の状況を見ながら、新たな道を模索している。

### (2) 農地の流動化対策

経営規模拡大は、認定農業者を中心に農地を集積し、低コスト化を図る必要がある、それには流動化事業の趣旨の啓発を図り、担い手の育成及び農作業の受委託を推進する。

### (3) 農作業の受委託対策

農業機械の過剰投資を防ぎ健全な営農体系を図るため、農協及び各地区の生産組織の機械を活用し農業の受委託を積極的に推進する。

### (4) 地力の維持増進対策

優良農地の保全と併せて、客土による地力の増進と、畜産農家との連携により、堆肥の供給を稲わら等の有効利用により実施する。

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域は、35%が山林であり、山林を活用した林産物の生産により、農業の複合経営を図る必要があることから、しいたけの生産販売に力を注ぎ、生しいたけの普及販売拡大と、しいたけ生産組合の強化育成に努める。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

農業生産の拡大と近代化を図るため、生産関係・流通加工施設については、第二次農業構造改善事業、野菜指定産地出荷近代化事業、転作促進特別事業、畜産団地整備育成事業等の実施により導入を図った。今後は効率的利用を図り、経営複合化、省力化促進のため、共同利用組織の強化、農作業受委託組織の育成を進め、過剰投資防止のため、既存施設の有効利用と共同利用機械施設の整備を促進する。また、農業団体の育成強化を図り、農作物の流通処理加工体制の確立を図る。

#### (1) 主食用米

新地町全地区において、作付けの多いコシヒカリ、ひとめぼれ、天のつぶを中心に安全・安心な米づくり及び売れる米づくりのため品質向上を目指していく。また、生産数量（面積）の目安及びJA等の集荷団体の販売計画をもとに、適切な作付面積を確保していく。

#### (2) 備蓄米

水稲の作付面積の維持のため、引き続きJA等と連携しながら需要に応じた生産を推進する。

#### (3) 非主食用米（新規需要米）

令和4年産の作付面積が大幅に増加した。これは令和3年産の主食用米の供給過多や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により米価が大幅に下落したためと考えられる。令和4年産の主食用米の価格は若干戻り、飼料用米の交付金については、複数年契約の単価が減額していることを考えると、主食用米に戻って作付けする可能性が考えられる。

新規需要米を作付している農業者には、引き続き新規需要米を作付してもらえよう働きかけを行い、需要に応じた作付を行うよう推進していく。

単収の向上のため多収品種への誘導も行いつつ、生産コストの削減を図り、併せて、畜産農家との連携を図り、水田の効率的な活用と粗飼料確保のため、稲わらの飼料利用を推進し、耕畜連携の定着も図る。

#### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、排水対策等のほ場改良を行いながら、産地交付金を活用し農業生産法人や集落営農による団地化及び水稲を含めたブロックローテーションに取り組み、高品質の生産を図り作付面積の拡大を図る。

飼料作物については、地域の需要と供給のバランスを図りながら関係機関と連携し作付面積を維持及び拡大を図る。

#### (5) そば

そばについては、地域の実需者との出荷契約に基づき、主に集落営農組織により適切な栽培管理を進め、高品質のそば生産に取り組んでいる。

令和4年産は、令和3年産と比べて播種した面積は変わっていないが、収穫出来た面積は多く、収穫量も増えている。排水対策や土壌改良が行われたためと考えられる。

今後も安定的に高品質なそばの収量が確保出来るよう、まだ一部のほ場では排水対策や土壌改良が必要なほ場があるので、引き続き改善に取り組んでいく。

#### (6) 高収益作物

地域振興作物である「ニラ」「ねぎ」「いちご」「ブロッコリー」を対象作物とし、JA等の関係機関と連携をし、作付面積の維持・拡大を図る。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域においては、水稲、畜産（乳用牛、肉用牛、ブロイラー、養鶏）野菜（きゅうり・トマト・ばれいしょ・いちご・にら他）一般作物（大豆）花き（キク）果樹（りんご、いちじく）を主要作物として、その振興を図る。既存の各生産組合を主体とした集団をさらに充実させ、生産技術の向上を図ると共に作付の近代化と省力化をすすめる機械の導入をすすめる、野菜生産管理用施設を導入する。また、生産流通については、一元集荷を図るため、既存の予冷庫の利活用及び野菜保冷庫を設置し、計画、販売、流通の安定を図る。

#### (ア) 米

今後の稲作の基本方向は、売れる米作りの推進と、省力化により労働生産性を高めることである。

このためには、土地基盤の整備も重要であるが、個々の農家の過剰投資を防ぐため、農業機械の共同利用の普及や育苗センター、ライスセンターの利活用の推進、また、生産組織の高度利用を図り、低コスト生産、良質米の生産に努める。

#### (イ) 野菜

作業の共同化、集出荷施設等流通機構の整備により野菜保冷庫設置等により、市場への安定供給と農業所得の向上を図る。更に、育苗ハウス、ビニールパイプハウスの導入により団地化の促進と産地体制の確立を図ると共に、季節を先取りした栽培技術の向上に努め、土地生産性と収益性を高める。

#### (ウ) 乳用牛

酪農技術、指導体制の確立による飼養技術の向上と乳質の改善を図る。また畜舎等の改善と優良雌牛の導入を図るとともに、良質飼料作物の確保と刈り取り機械及びサイロ等の近代化により、作業の省力化を図る。

#### (エ) 肉用牛

多頭肥育に適合した肥育の施設が大型化するため、共同組織の育成や共同畜舎の整備等を推進する。

#### (オ) 飼料作物

粗飼料の自給による合理的な酪農を確立するため、生産調整推進対策及び農用地利用集積事業等を含め、農用地の集団化による大型機械設備の推進し、飼料作物確保を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

地域内の林地は、阿武隈山系からなる山地を除いて、比較的傾斜も少なく林地としてのみでなく各種用途に利用が可能であったが、東日本大震災の原発事故により、専業としての成長が見通せない状況にある。

(1) 新地地区

水稻、野菜、畜産を中心とした中核的農家の育成と部門別共同利用組織の充実、育成を推進し、農産物加工実習施設、農業機械銀行施設、野菜生産管理施設等を設置する。

(2) 福田地区

水稻、野菜を中心に基幹作目とした中核的農家を育成するため、部門別共同組織を推進すると共に、野菜生産管理用施設、地力増強施設等の設置を図る。

(3) 駒ヶ嶺地区

水稻、野菜を中心とした、中核的農家の育成を図る。そのため、従来からある水稻を中心とし野菜（加エトマト）等の作目別共同組織の拡充を図る。また、野菜生産管理施設、野菜栽培施設の導入等も積極的に推進する。

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号 (附図3号)	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
農業機械銀行施設	谷地小屋地内 1棟 192m2 コンバイン、田植機、 トラクター等	町内一円			そうま農協	1	
野菜栽培施設	駒ヶ嶺字鹿狼地内温室 (トマト) 1棟 30,745m2	鹿狼地区	3ha	3戸	有) 新地グリーン ファーム	1 2	
農産物加工実習施設	谷地小屋地内 1棟	町内一円				3	
野菜予冷库	谷地小屋地内外 7台	町内一円	3ha	22戸	にら生産部会	4~10	

3. 森林の整備その他林業振興との関連

地域内の林地は、阿武隈山系からなる山地を除いて、比較的傾斜も少なく林地としてのみでなく各種用途に利用が可能である。しかし、森林の本来もっている多目的な機能はますます重要となっており、これらの保全が重要である。一方地区内の林地の所有規模は少なく、専業としての成立は困難であり、林道の整備を進め、森林育成の徹底やしいたけ栽培の推進などを組み入れた林業振興を推進する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって農業短期大学校や農林事務所、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合などと連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状態等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### ウ 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや農林事務所、JA等と連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、本町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、本町内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。

#### エ 啓発活動

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取り組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の令和2年度における農業就業人口は、360人になっているが、今後においては農業近代化施設整備、土地基盤整備事業の推進、また農地流動化、交換分合等による土地利用権の集積を図り、経営安定を目指す一方、農村工業導入事業等の促進による第2次、第3次産業への就業機会が増加することが考えられる。

今後は、農業経営の規模拡大と農用地の効率的かつ総合的な利用を推進するため、農地の流動化を一層推進させる。また、農用地等の権利取得の円滑化と中核的農家や地域農業集団の育成を図るため、就業意向調査、就業相談活動、企業等の推進に際しては、地域関係者との連絡調整を図り、地場産業への就業機会の確保対策等を実施する。

単位：人

		従業地						合計		
		町内			町外			男	女	計
		男	女	計	男	女	計			
自営業	第1次産業	51	30	81	17	9	26	68	39	107
	第2次産業	40	13	53	40	16	56	80	29	109
	第3次産業	31	17	48	42	25	67	73	42	115
	計	122	60	182	99	50	149	221	110	331
恒常的勤務	第1次産業	35	23	58	1	0	1	36	23	59
	第2次産業	13	1	14	3	1	4	16	2	18
	第3次産業	11	5	16	6	2	8	17	7	24
	計	59	29	88	10	3	13	69	32	101
出稼ぎ	第1次産業	1	0	1	9	0	9	10	0	10
	第2次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第3次産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	9	0	9	10	0	10
日雇臨時雇	第1次産業	27	17	44	20	25	45	47	42	89
	第2次産業	4	1	5	5	2	7	9	3	12
	第3次産業	10	8	18	8	8	16	18	16	34
	計	41	26	67	33	35	68	74	61	135
総計		223	115	338	151	88	239	374	203	577
上記割合(%)		66.0	34.0	100.0	63.2	36.8	100.0	64.8	35.2	100.0

注) 資料：「新地農業振興地域整備計画の見直しに伴う農地所有者等意向調査結果」(令和6年3月)

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし。

## 第6 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の平成7年度における農業就業人口は、1,169人になっているが、今後においては農業近代化施設、土地基盤整備事業の推進、又農地流動化、交換分合等による土地利用権の集積を図り、経営安定を目指す一方、農村工業導入事業等の促進による第二次、第三次産業への就業機会が増加することが考慮させる。

今後は、農業経営の規模拡大と農用地の効率的かつ総合的な利用を推進するため、農地の流動化を一層推進させる。又農用地等の権利取得の円滑化と中核的農家や地域農業集団の育成を図るため、就業意向調査、就業相談活動、企業等の推進に際しては、地域関係者との連絡調整を図り、地場産業への就業機会の確保対策等を実施する。

### 2 林業の整備その他林業の振興との関連

本地域の林業従事者は少なく、又森林所有者508人のほとんどが農業等との兼業である。そのため農業と林業との作業調整を行ない特に農閑期における特用林産物等の栽培を推進し安定した収入確保を図る。

### 3 他産業との関連

なし

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の林業従事者は東日本大震災の原発事故により0人となった。原発事故からの復旧は完了しておらず、今後の見通しはたたない。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、日々新しくなっていく生活様式と相馬地域開発等に対応できる生活環境をつくるため、住民と集落、行政機関等が一体となり意識の高揚を図り、整備促進する。

#### ア 安全性

東日本大震災や令和元年台風19号、令和3年、4年福島県沖地震を教訓として、台風や大雨、地震など大規模な自然災害や事故、新たな感染症などに対応するソフト及びハードの対策を組み合わせた防災・減災対策を行うとともに、町民自身による自助及び地域などにおける共助により、命と暮らし最優先のまちづくり・人づくりを推進する。また、緊急時における人命の確保に向けて、消防や救急の体制充実及び連携を図る。

安心した暮らしに向けて、ながら見守りや交通安全運動、通学路の立ち番活動など、町民、事業者、行政などが一体となり、防犯対策や交通安全対策に取り組む。また、時代の変化に応じて、商品購入や電子決済に関する詐欺など消費者被害の未然防止と相談体制の充実を図る。

#### イ 保健性

誰もが健康でいられるよう、定期健診や生活習慣病対策などによる疾病の予防、早期発見・治療の充実とともに、妊娠・出産や乳幼児の時期には母と子の健康づくりを推進する。また、健康づくりに関するイベントや地場産品による食育など、楽しみながら取り組む健康づくりを推進する。

かかりつけ医、かかりつけ歯科医を中心とした初期診療などの一次医療圏、入院医療及び専門外来医療を提供する二次医療圏、より専門的、広域的な医療サービスを提供する三次医療圏と、多様化・高度化するニーズに応じた効率的な医療サービスを適切に受けられるよう県や医療機関との連携に取り組む。また、救急搬送や休日夜間急患センターなど、救急医療体制の充実を図る。

高齢者がフレイル状態さらには要介護状態にならないための取り組みの充実を図るとともに、サークル活動やボランティア活動、シルバー人材センターなどを活用して社会参加を促進し、高齢者が元気でいられる環境づくりを支援する。また、介護保険サービスの利用や高齢者福祉の充実により、安心して生活できる地域づくりを推進する。

援助を必要とする高齢者、障がい者、子どもなどが増加する中、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会や民生児童委員協議会、行政区、ボランティア団体などを中心に、町民みんなで支え合いができる福祉を確立する。また、障がいに対する理解を深め、就労や生きがい活動の支援に努める。介護保険などの社会保障や社会復帰を図ろうとする人を支える更正保護の充実を図ることにより、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進する。

#### ウ 利便性

町道の維持改良、安全な通学路の整備などに取り組むとともに、常磐自動車道の4車線化や国道道改良を要望し、移動の円滑化などを推進する。また、高速バスストップのバス利用促進や町民のニーズに応じた町内公共交通の利便性の向上、見直しを図る。

節電や節水による省エネルギーの取り組み、再生可能エネルギーの利活用を図るほか、ゴミになるものを減らす、繰り返し使う、分別をして再生するなどゴミ減量化への取り組みにより地球温暖化防止を推進する。下水道の接続や合併浄化槽の設置の推進、新規立地工場との公害防止協定締結など、地域環境の保全に関して関係機関との連携を図る。また、町、県、警察との連携による不法投棄対策とともに、道路・河川愛護活動など、地域による環境美化の支援を行う。

国のデジタル田園都市国家構想や県のデジタル実装の取り組みを踏まえ、各種申請や本人確認のオンライン化を進め、行政サービスの効率化と利便性を高める。町ホームページやSNSなどを活用し、迅速に情報発信するよう取り組む。

時代に即した行政サービスを提供できるよう、効率的・効果的な事業執行などにより、持続可能な行財政運営を行う。

## 第7 農村生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

社会・経済情勢の進歩に伴い、又新しい時代の生活と相馬地域開発等に対応できる生活環境をつくるため、住民と集落、行政機関等が一体となり意識の高揚を図り、整備促進する。

#### ①安全性

日増しに増加する交通事故、犯罪等更には、突発的な災害に対応できる体制の確立をめざす。又地域住民の利用する歩道、防犯灯の整備が急務である。

#### ②保健性

混住社会による生活様式の変化に対応できる諸施設の整備と地域住民のモラルの向上を図り、生活雑排水の処理や、用排水の利用等、今後整備充実させるため検討する。  
また、上下水道の普及促進を図る。

#### ③利便性

従来の交通網に加え、高速交通時代の中での交通網の充実が期待される。更に県道、町道、農道の整備と農村総合整備モデル事業等を積極的に促進する。

#### ④快適性

農村社会の高齢化・混住化に対処しながら、農業に従事する人たちがゆとりと意欲を持つことができる、快適な地域社会を目指し、活力ある町づくりと人口定住を図り、農村環境整備を推進する。

#### ⑤文化性

地域振興の基礎となるべく教養・文化の養成を多方面から実施するとともに意識の高揚に努める。又集会施設等の整備も不可欠であり公園やレクリエーション施設の充実を図る。

エ 快適性

交通利便性の高い駅周辺地区から自然豊かな集落まで、地域特性に応じて生活環境の充実を図るとともに、町営住宅や空き家・空き地の情報提供、空き家の活用、宅地化など住まいについて様々な支援を行い、若者世代を中心とした町内への新たな移住・定住を促進する。また、関係団体などとの連携により就労支援や若者の出会いの場の創出、子育て環境の充実に取り組む。

保水能力の高い水源かん養や山地災害を防ぐ機能などを持つ森林環境の適正な保全とともに、森林環境学習の促進に取り組む。公園や緑地などは、町民などが憩い、交流・活動する場として拠点性を有しており、本町の大きな魅力であることから、適切な管理・運営を行う。

本町が持つ豊かな自然に加え、震災後に整備された運動・交流施設や防災緑地公園、観光ルートなどの魅力ある資源を活かし、イベント開催や広域観光について多様な主体と連携し取り組む。また、町内外への情報発信の充実を努め、交流の活性化を図る。

医療費や保育・幼児教育などの子育てに係る負担の軽減、児童館での親子交流活動や育児相談事業に取り組むとともに、母子保健と児童福祉に関する一体的な支援機能であるこども家庭センターを設置し、妊娠・出産・育児への不安の解消をサポートする。また、小学生の留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブ、児童館の運営により、安心して子育てができる環境づくりに取り組む。

自立・協働・創造に向けた主体的な学びを実現するため、ICTを活用した教育に取り組み、コミュニケーション能力の育成と社会を生き抜く力を養う。小学生は、家庭学習用問題集「ち・か・ら」「鹿狼山」の配付による学習習慣の確立、中学生では、進路実現や弱点克服に向けた「新地町トライ塾」の開催など、家庭との連携による教育力の向上を図る。食育を通して地域人材の協力の下で、安全・安心に基づいた地場産品を活用した食育講座や、健康課題の解決を図るための各校の特色に応じた取り組みなど、学校と家庭、地域、行政が連携し、子どもの心身の健全な発達を支える。

オ 文化性

町民一人ひとりが主体的に学習する生涯学習の意識向上を促進するため、各種公民館教室の充実や文化協会加盟団体等の活動支援を行うとともに、図書館などで多様化・高度化する学習要求に対応し、その成果を適切に活かすことができる地域社会づくりを推進する。また、町民が自らの手によって社会的な問題を解決し、可能性を伸ばし、生活の質を高めることでより良い生き方を実現できるよう、各種団体と連携・協力しながらボランティア活動を推進・支援する。

観海堂跡、城跡、製鉄跡、貝塚、人物などの歴史文化資源を総合的に把握し、町民に周知することで、その価値の共有や郷土への誇りと愛着を育む。町民が生涯にわたり、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、スポーツ推進員と連携して心身の健康と交流を図る生涯スポーツの普及啓発に努める。また、スポーツ協会加盟団体等の活動支援や競技スポーツへの支援を継続して行う。さらに、各種大会の開催などを、関係者及び各種団体と連携して行う。

**2 生活環境施設整備計画**

該当なし。

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

森林整備を計画的に実施し、町土の保全や水資源のかん養などの公益的機能が十分発揮でき、さらに里山の生態系が将来も維持されるよう、山地・里山の育成・保全を図るとともに、そのための森林環境学習を学校ならびに生涯学習のなかで取り組んでいく。

また、町民の憩いの場として、また観光資源として、キャンプや農林業体験の場として山地・里山の活用についても検討し、その魅力を発信していく。

**2. 生活環境施設の整備計画**

施設等の種類	位置及び規模	受益の範囲		備考
		関係集落番号	整理番号	
多目的集会施設	大戸浜集会所 (1棟)	17	1	
農業集落排水事業	福田地区 (処理人口 560人)	1, 2, 4, 5	2	
農業集落排水事業	真弓地区 (処理人口 400人)	3, 9, 10	3	
農村公園	真弓地区 1,000m <sup>2</sup>	10	4	
総合公園	小川地内 15.8ha 体育館 1棟 3,551m <sup>2</sup> 多目的広場 1 7,660m <sup>2</sup> 野球場 16,030m <sup>2</sup>	15	5	

**3. 森林の整備その他林業の振興との関連**

地域における森林施行を推進し、森林整備計画との整合性を保ちながら整備する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

これまでの鳥獣被害対策は、有害鳥獣捕獲隊の銃器・箱わなによる捕獲を中心としてきたが、捕獲隊員の減少や高齢化により、イノシシやニホンザル、ツキノワグマをはじめとする有害鳥獣の生息数増加に対応するのが難しい状況であるため、住民からの通報などを整理し、効率的な捕獲活動を行い、被害防止に努める。

また、電気柵等の防護柵の設置を推進するとともに、地域住民が自ら農作物を守る意識を持ち、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けた取り組みを行い、鳥獣被害を受けにくい地域づくりを目指す。

なお、捕獲については、本町及び福島県の鳥獣被害対策の方針に基づき実施していく。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

社会経済情勢の進展に伴い本地域においても生活構造の変化により、生活、環境の整備拡充に対する要望が多様化、細分化が予想される。特に相馬地域開発による人口、世帯数の増加にかんがみ関連する生活環境の整備と農業振興を調整しながら地域住民の快適な生活の確保向上に努める。

## 第8 活力あるむらづくりに関する計画

### 1. 活力あるむらづくりの推進方向

本地域は、西の阿武隈高地の森林地域から、東の太平洋沿岸にいたるまでの変化に富んだ地域を有し、J R 常磐線、国道 6 号線、1 1 3 号線があり、将来的には常磐自動車道の開通により、本町の広域的交通条件は飛躍的に向上することになります。

これらの広域的立地条件・交通条件を活かしながら、産業・文化・自然などの既存資源との十分な調整を図り、産業開発・生活環境整備などの町土開発を積極的に推進する。

### 2. 活力あるむらづくりを進めるための方策

本町の土地利用にあたっては、自然的・社会的諸特性を踏まえ、総合的かつ適切な利用を行う。

農用地については、農業経営の安定・向上を図るため、土地基盤の整備、高度利用を推進し、適切な土地利用と規模拡大を図る。また担い手の育成・ハイテクを進め、高付加価値農業で若者にも魅力ある新しい農業確立を目指した組織体制や経営展開を積極的に推進する。

森林については、木材生産などの経済的機能及び町土保全・水源かん養・自然環境保全機能などが総合的に発揮できるよう計画的な保全・整備及び地域資源として有効利用を図る。

市街地周辺部における農用地混住地域については、無秩序な開発を防止するとともに、土地利用目的の変更にあたっては、土地利用の可逆性が容易に得られないことを認識し、計画的な調整を図る。

## 第9 付図

### 別 添

1 土地利用計画図 (付図 1 号)

2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号)

3 農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)